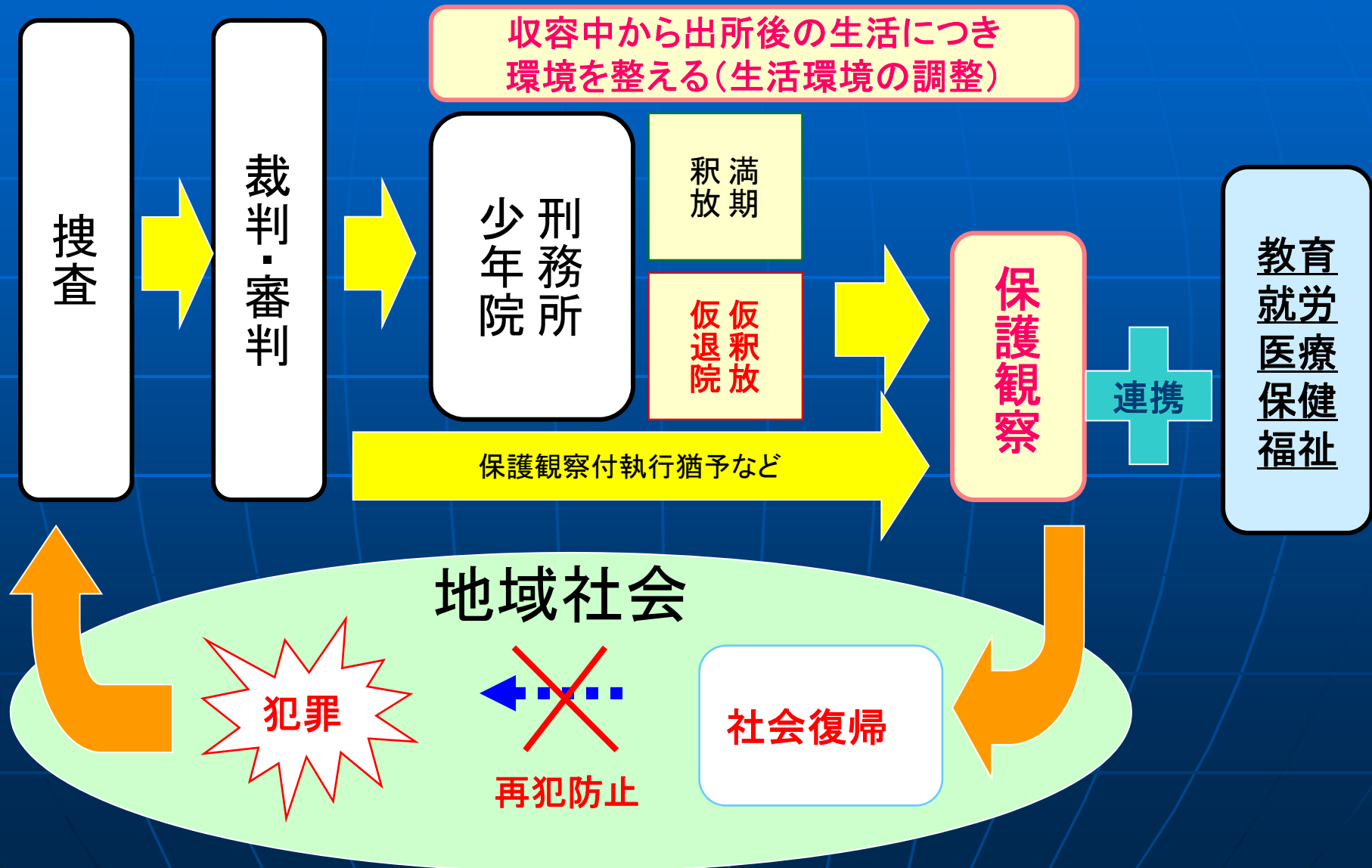


# 更生保護の役割～刑事司法における再犯防止のかなめ



# 更生保護の担い手

## 法務大臣

法務省保護局

更生保護行政全般の企画, 立案等

地方更生保護委員会

- ・全国8か所
- ・仮釈放等に係る調査や決定
- ・委員66名, 保護観察官等約200名を配置

保護観察所

- ・全国50か所(各都府県1か所・北海道は4か所)
- ・保護観察, 生活環境の調整, 医療観察等の第一線の実施機関
- ・保護観察官約970名, 社会復帰調整官約190名

## 民間との協働態勢

保護司

(約4万8,000人)

更生保護施設

(103施設)

協力雇用主

(約14,500事業者)

更生保護女性会

(約17万人)

BBS会

(約4,500人)

# 保護観察

犯罪をした人や非行のある少年が健全な社会の一員として更生するように、実社会の中で、**保護観察官と保護司が協働して指導監督・補導援護を行う制度**

## 保護観察官

心理学，社会学，教育学，その他更生保護に関する**専門知識**に基づき，更生保護に関する事務に従事する**国家公務員**



保護観察官 保護司

## 保護司

犯罪や非行をした人達の立ち直りを**地域**で支えている**ボランティア**（法務大臣が委嘱）



## 保護観察対象者

- |                                       |
|---------------------------------------|
| ① 家庭裁判所で保護観察に付された者<br>(約3万9千人)        |
| ② 少年院から仮退院を許された者<br>(約8千人)            |
| ③ 刑務所から仮釈放を許された者<br>(約2万人)            |
| ④ 裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された者<br>(約1万5千人) |

(計約8万2千人)

( )は年間取扱事件数(平成26年速報値)

# 保護司とは

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず(実費弁償)、ボランティアとして活動

1

## 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2

## 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国886の区域(保護区)に配属され活動している現員数は約48,000人
- ・ 近年、充足率は約90%

3

## 任期

- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年制はないが、運用上、再任の委嘱予定日現在76歳未満の者を推薦

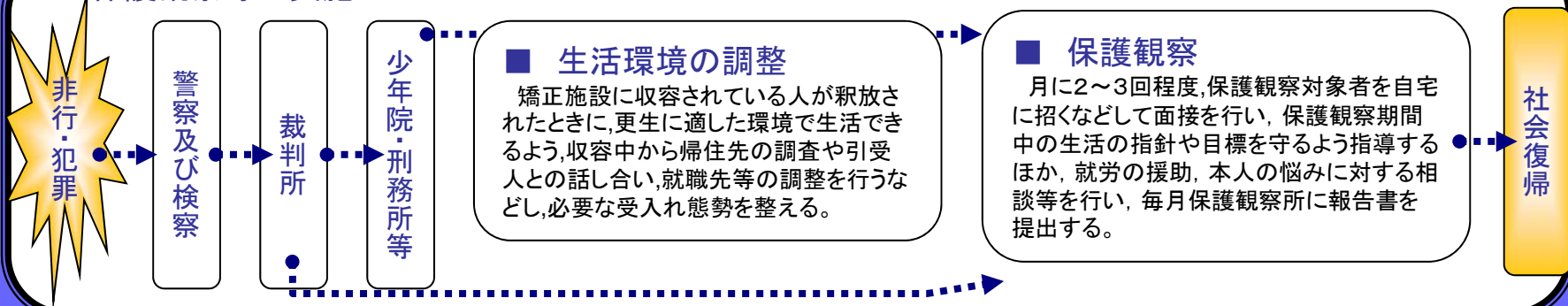
4

## 年齢

- ・ 法令上、年齢制限に関する規定はない。
- ・ 平均年齢は64.7歳であり、高齢化が進んでいる。

## 保護司の職務

### ■ 保護観察等の実施



### ■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

### ■ 保護観察

月に2~3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の生活の指針や目標を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

### ■ 犯罪予防活動

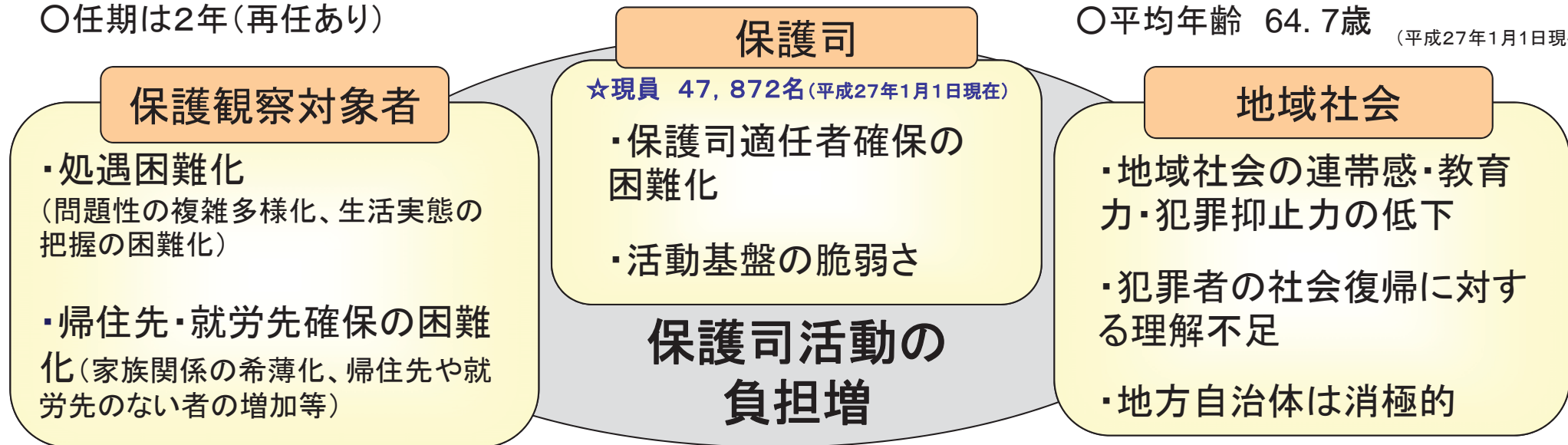
- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ これらの活動の多くは、地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている。

# 保護司を取り巻く現状

保護司は、法務大臣から委嘱されたボランティアであり、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を行う。

- 給与は支給されない。(実費弁償金)
- 任期は2年(再任あり)

- 充足率 91.2%
- 平均年齢 64.7歳 (平成27年1月1日現在)



## 【更生保護の課題】

・身寄りのない刑務所出所者等の帰住先の確保

・就労支援の強化

・高齢又は障害を抱える者の社会復帰支援の推進

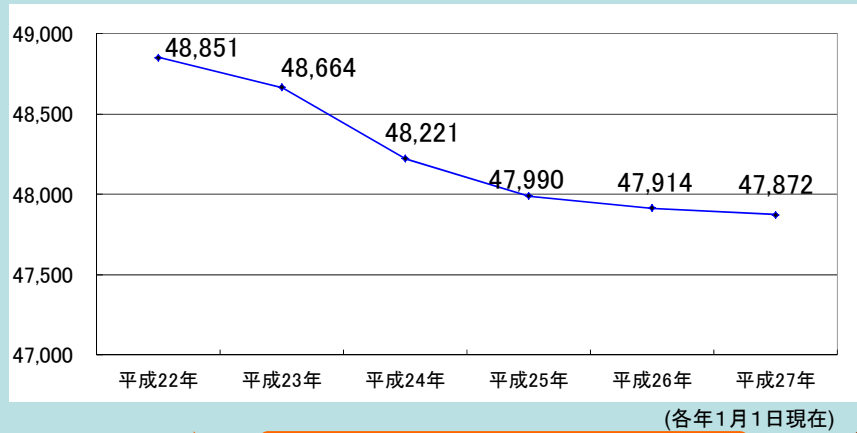
・薬物処遇の推進(刑の一部の執行猶予制度の導入)

・特性に応じた社会内処遇の推進(性犯, 少年事犯等)

・社会貢献活動の導入

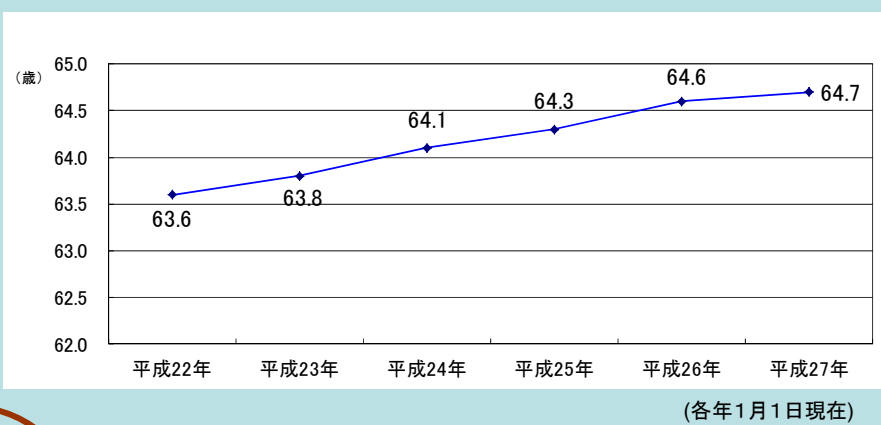
# 統計から見る保護司の現状

## 保護司数の推移

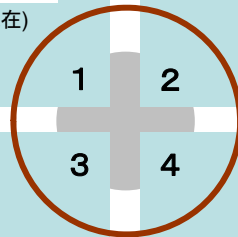


保護司数は低下傾向にある

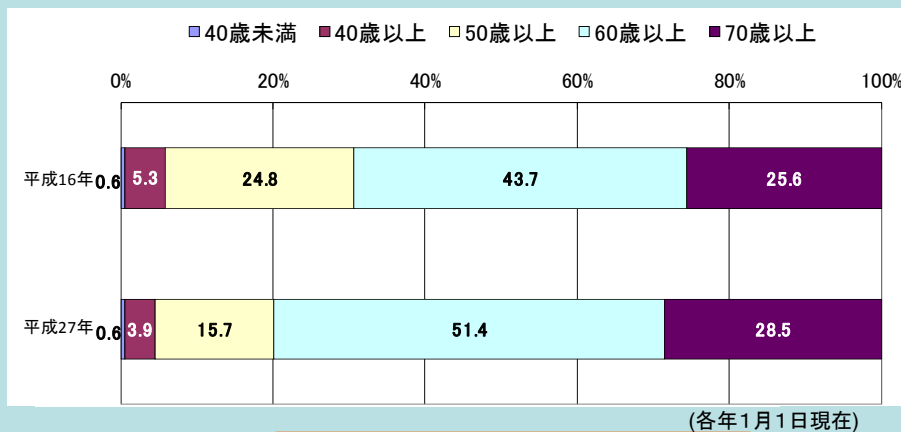
## 保護司平均年齢の推移



平均年齢は上昇傾向にある

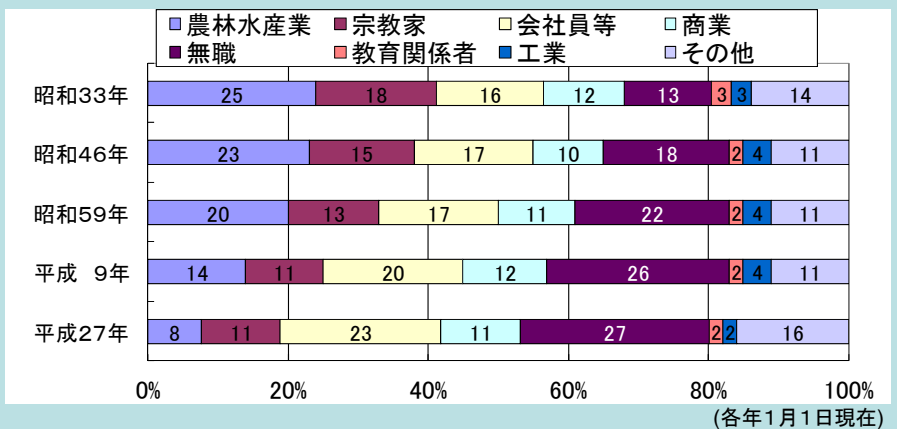


## 保護司年齢別構成の推移



40～50歳代が減少している

## 保護司職業別構成の推移



無職者(主婦等)が増加傾向にある

# 更生保護サポートセンターとは

- 保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、地域との連携推進や保護司の処遇活動に対する支援を行う。
- 平成20年度から整備し、平成26年度までに全国345か所に設置。  
⇒平成27年度予算で、新たに101か所を増設置（全国合計446か所）する経費等を計上。

※ 平成26年度設置地区

**【近畿】**  
 滋賀 大津, 草津, 守山, 甲賀, 彦根, 長浜  
 京都 山科, 西京, 宇治, 亀岡, 南丹, 舞鶴, 京丹後, 左京, 伏見, 福知山  
 大阪 北, 此花, 西, 大正, 天王寺, 浪速, 東淀川, 東成, 阿倍野, 住吉, 住之江, 東住吉, 高槻, 茨木, 摂津, 豊中, 池田, 枚方・交野, 寝屋川, 守口, 東大阪, 八尾, 堺中, 堺南, 堺北, 岸和田, 貝塚, 和泉, 柏原, 松原, 都島, 港, 淀川, 西淀川, 生野, 旭, 城東, 平野, 箕面, 門真, 堺, 堺東美原, 堺西  
 兵庫 中央, 灘, 兵庫, 東灘, 北, 長田, 須磨, 垂水, 豊岡, 尼崎, 姫路  
 奈良 奈良, 橿原, 高田  
 和歌山 和歌山, 那賀, 田辺

**【九州】**  
 福岡 東, 早良, 西, 八幡, 戸畑, 小倉北, 小倉南, 門司, 直方, 飯塚, 久留米, 柳川, 遠賀, 若松, 京都, 豊築  
 佐賀 佐賀, 鳥栖, 唐津, 小城・多久, 伊万里  
 長崎 長崎, 諫早, 大村, 島原, 佐世保, 下五島  
 熊本 熊本中央, 熊本東, 熊本西, 熊本南, 熊本北, 山鹿, 玉名, 菊池, 芦北, 人吉, 天草, 荒尾  
 大分 日田, 中津, 別府  
 宮崎 延岡, 都城, 小林, 日向  
 鹿児島 出水, 始良, 肝属, 日置, 薩摩, 曾於  
 沖縄 那覇, 南部, 中部南, 中部

**【北海道】**  
 札幌 札幌市中央区, 札幌市清田区, 札幌市南区, 札幌市西区, 札幌市手稲区, 札幌市東区, 札幌市厚別区, 札幌市豊平区, 札幌市白石区, 千歳, 小樽, 苫小牧, 室蘭, 登別  
 函館 函館, 渡島, 瀬棚  
 旭川 旭川, 深川, 名寄, 留萌  
 釧路 釧路, 遠軽, 池田, 網走, 北見

**【東北】**  
 青森 青森, 八戸, つがる, 上十三, 弘前  
 岩手 盛岡, 北上, 胆江, 花巻, 釜石  
 宮城 白石, 大崎, 栗原, 塩竈, 登米南三陸  
 秋田 秋田, 横手, 大館, 鹿角, 本荘  
 山形 山形, 米沢, 酒田飽海, 鶴岡田川  
 福島 郡山, 須賀川, いわき南, 会津若松, 二本松

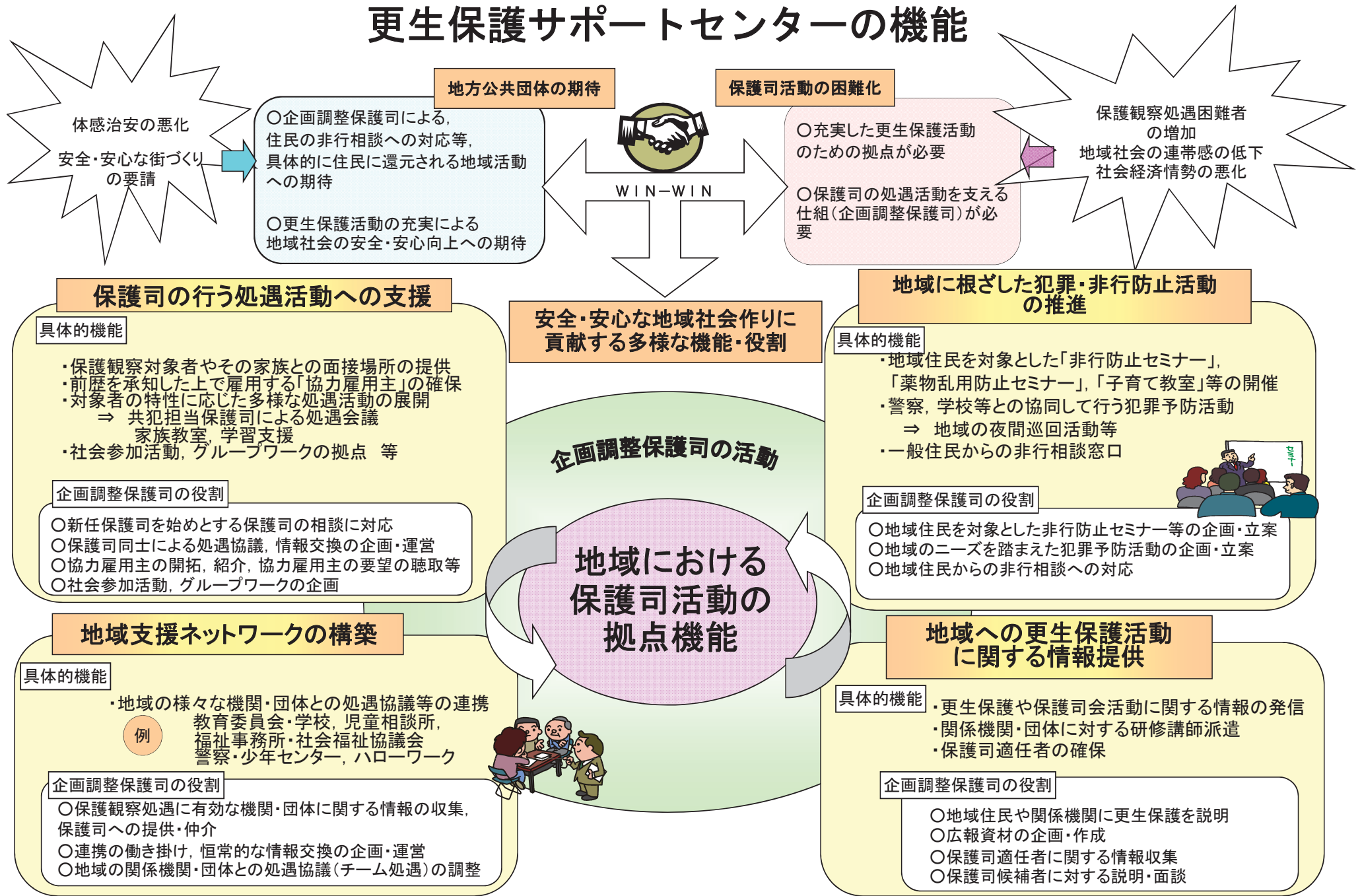
**【関東】**  
 茨城 日立, 土浦, 江戸崎, 龍ヶ崎, 西, 北, つくば, 麻生  
 栃木 宇都宮, 那須, 足利, 栃木  
 群馬 前橋, 渋川北群馬, 富岡甘楽, 安中, 伊勢崎, 太田, 館林邑楽, 高崎, 桐生, 吾妻  
 埼玉 さいたま浦和, 草加, 越谷, 熊谷, 上尾・伊奈, 川口  
 千葉 美浜, 松戸, 市原, 長生, 野田, 稲毛, 緑  
 東京 港, 北, 大田, 世田谷, 中野, 杉並, 板橋, 練馬, 墨田, 葛飾, 江戸川, 西多摩, 八王子, 町田, 日野・多摩・稲城, 北多摩西, 荒川, 府中  
 神奈川 横須賀, 厚木, 小田原, 秦野  
 新潟 長岡, 柏崎刈羽, 上越, 新潟中蒲, 五泉市・加茂・東蒲原, 南魚沼, 佐渡  
 山梨 甲府, 峡中  
 長野 長野, 上田, 佐久, 松本, 諏訪, 岡谷, 上伊那, 塩筑  
 静岡 静岡市葵, 静岡市駿河, 静岡市清水, 浜松市中

**【中部】**  
 富山 滑川, 射水, 氷見, 高岡  
 石川 加賀, 小松能美, 白山野々市, 河北  
 福井 福井, 敦賀, 坂井, 若狭  
 岐阜 岐阜山県, 大垣, 土岐, 中津川, 高山, 関美濃  
 愛知 春日井, 小牧, 岡崎, 安城, 豊橋, 豊川, 緑, 一宮, 刈谷  
 三重 四日市, 鈴鹿, 津, 松阪, 桑名

**【中国】**  
 鳥取 鳥取, 倉吉, 米子, 境港  
 島根 松江, 雲南, 出雲, 益田, 浜田  
 岡山 岡山北, 岡山南, 倉敷, 玉野, 笠岡, 津山  
 広島 中, 西, 安佐南, 呉, 尾道, 福山, 東広島, 広島佐伯, 府中  
 山口 下関, 宇部, 周南, 防府, 山陽小野田, 山口, 周防中

**【四国】**  
 徳島 徳島, 小松島, 阿波吉野川, 阿南那賀  
 香川 高松, 丸亀, 仲多度, 三豊, 善通寺, 観音寺  
 愛媛 新居浜, 西条, 今治  
 高知 高知, 香南, 南国, 高陵

# 更生保護サポートセンターの機能





## 保護司に対する実費弁償金の支給内容の概要

- 保護司に対しては、保護司法の規定により、給与は支給しないこととされており、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部を支給するとされている。

### ※今回の公開プロセスにおける検討対象事業（金額は全て平成27年度予算）

#### 保護観察の実施

##### 保護司実費弁償金(840百万円)

- 特殊事務処理費(企画調整保護司, 709百万円)

保護司が保護観察所長から更生保護サポートセンターの企画調整事務を処理するものとしてあらかじめ指名を受け、その事務を処理したときに支給する。【単価】1日4,900円

- 保護司研修等出席実費(更生保護サポートセンター協議会, 5百万円)

更生保護サポートセンター協議会に出席したときに支給する。

- 保護司組織運営経費(更生保護サポートセンター運営経費, 126百万円)

更生保護サポートセンターを運営するための事務所附帯経費等を支給する。

- 支給対象項目は、①通信運搬費、②光熱水料、③借料及び損料、④消耗品費、⑤事務所借料。

### ● 更生保護サポートセンターごとの予算額

|          | 平成26年度 | 平成27年度               |
|----------|--------|----------------------|
| 企画調整保護司  | 約180万円 | 約180万円               |
| 保護司組織活動費 | 約30万円  | 約30万円<br>(新規分は約21万円) |

#### サポートセンター1か所当たりの年間予算額

**210万円/年** (27年度新規設置地区除く)

(特殊事務処理費+保護司組織活動費(更生保護サポートセンター運営経費))

保護司数や係属事件数、関係機関との協議数などからなる活動規模の大小や、保護区の規模(面積、交通事情等)、地方公共団体からの協力の有無等に関わらず、原則1保護区内に1か所のみでの配置となっており、全ての更生保護サポートセンターに対して、一律の予算措置とされている。

## 平成26年度における更生保護サポートセンターの運営費・活動実績等について

| 保護司会<br>定員 | 保護区数 | 企画調整保護司、借料・事務所維持費等（千円） |                     |                  |             |      |             | 借料・事務所維持費等総額（箇所） |         |    |
|------------|------|------------------------|---------------------|------------------|-------------|------|-------------|------------------|---------|----|
|            |      | 年間総額                   | 企画調整<br>保護司<br>支給実績 | 借料・事務所<br>維持費等総額 | 開所日数<br>(日) |      |             | 50万以上            | 30万～50万 |    |
|            |      |                        |                     |                  | 事務所借料       | 光熱水料 | その他<br>維持費等 |                  |         |    |
| 50人以下      | 60   | 3,300                  | 1,789               | 1,511            | 1,161       | 156  | 194         | 355              | 6       | 9  |
|            |      | 1,145                  | 1,125               | 20               | 20          | 0    | 0           | 260              |         |    |
| 51人～100人   | 120  | 3,855                  | 1,789               | 2,066            | 1,041       | 40   | 985         | 254              | 17      | 30 |
|            |      | 1,079                  | 1,009               | 70               | 0           | 0    | 70          | 145              |         |    |
| 101人以上     | 65   | 4,163                  | 1,789               | 2,374            | 1,845       | 96   | 433         | 242              | 22      | 13 |
|            |      | 1,295                  | 1,161               | 134              | 0           | 67   | 67          | 241              |         |    |

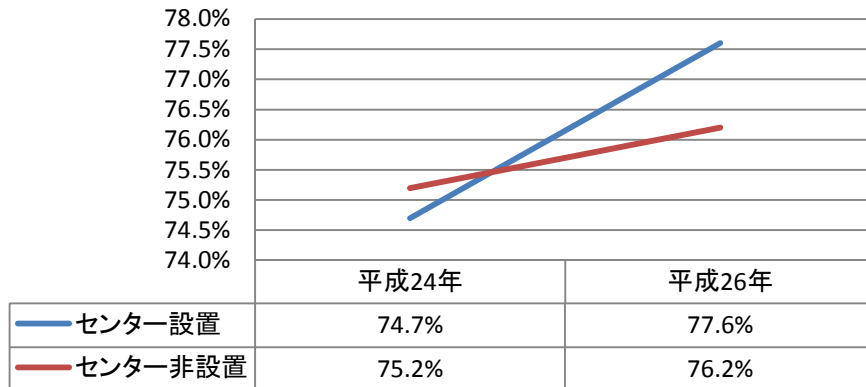
- ※1 本表は平成25年度末までに設置されている全ての更生保護サポートセンター（合計245箇所）について、保護司会の定員区分ごとにおける平成26年度の企画調整保護司の支給額及び運営費の合計額の最大値と最小値とともに、当該センターにおける平成26年度の開所日数を計上したものである。（上段が最大値、下段が最小値）
- ※2 企画調整保護司支給額は、保護司実費弁償金による支給実績（上限はおおむね年間180万円）であり、実際の企画調整保護司の年間配置延人数ではない。  
おおむね、常時1. 5～2人程度の企画調整保護司が配置されていると推定される。
- ※3 運営費については、当該サポートセンターにおける活動に実際に要した経費を計上している。（国費による支給限度額は年29万円）
- ※4 事務所借料は、245箇所中、85箇所が有償となっており、20万円以上が9箇所、30万円以上が10箇所、50万円以上が12箇所、100万円以上が4箇所あった。

| 保護司会<br>定員 | 保護区数 | 保護観察<br>事件数 | 年間平均実績回数 |                           |                |     |
|------------|------|-------------|----------|---------------------------|----------------|-----|
|            |      |             | 面接等      | 処遇協議,<br>保護司からの<br>相談,研修等 | 関係機関との<br>協議会等 | 合計  |
| 50人以下      | 60   | 46          | 52       | 82                        | 26             | 160 |
| 51人～100人   | 120  | 98          | 58       | 94                        | 44             | 196 |
| 101人以上     | 65   | 206         | 45       | 156                       | 57             | 258 |

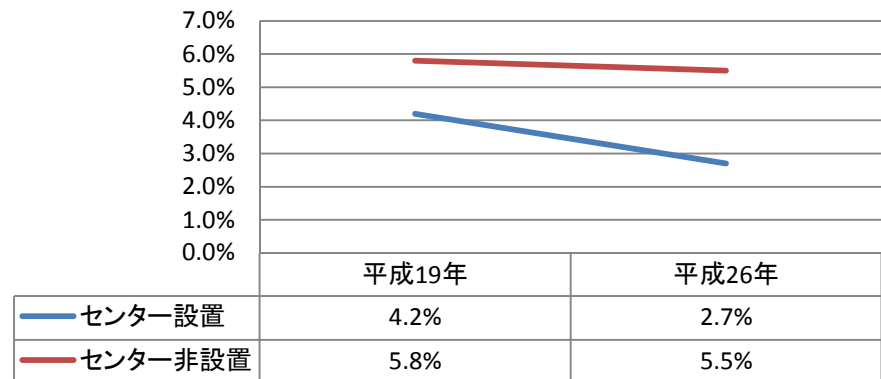
- ※5 本表は、平成25年度末までに設置されている全ての更生保護サポートセンター（合計245箇所）について、保護司会の定員区分ごとにおける平均保護観察事件数及び年間平均活動実績回数について計上したものである。
- ※6 実績については、本表に掲げているほかに、理事会、分区長会議、専門部会（総務部、研修部、地域活動部、協力組織部等）等保護司会関係の会議がおおむね月5回以上活用されているほか、社会貢献活動などにも活用されている。

## 更生保護サポートセンター設置による効果について

### サポートセンター設置に伴う保護観察処分少年の解除率の推移



### サポートセンター設置に伴う仮釈放者の取消し率の推移

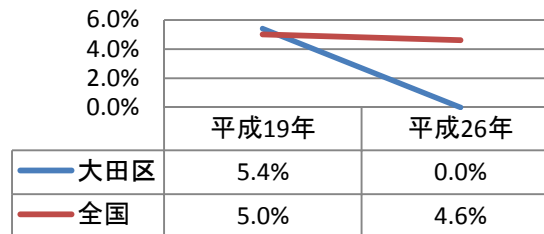


平成25年度に設置された90のセンター設置地区において、開所前(平成24年)と開所後(平成26年)で保護観察処分少年(1号観察)の解除率について比較すると、「センター設置地区」は解除率が74.7%から77.6%へ、「センター非設置地区」より大きく向上している。  
 ※解除・・・改善更生が進み、保護観察を継続する必要がなくなったと認められ、終了させること

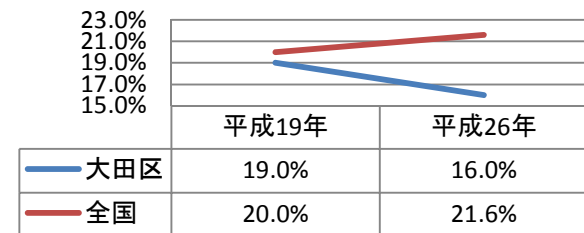
平成23年度までに設置された55のセンター設置地区において、開所前(平成19年)と開所後(平成26年)で仮釈放者(3号観察)の取消し率について比較すると、「センター設置地区」は取消し率が4.2%から2.7%へ、「センター非設置地区」より大きく向上している。  
 ※仮釈放取消し・・・再犯・遵守事項違反などにより、再び刑事施設に収容されること

●平成20年度に更生保護サポートセンターが設置された大田区(東京)においても、設置前と設置後において、「仮釈放者の取消し率」及び「保護観察終了時の職業「無職」の割合」に効果が現れている。なお、平成25年、26年の仮釈放者の取消し数は0人となっている。

### 仮釈放者の取消し率



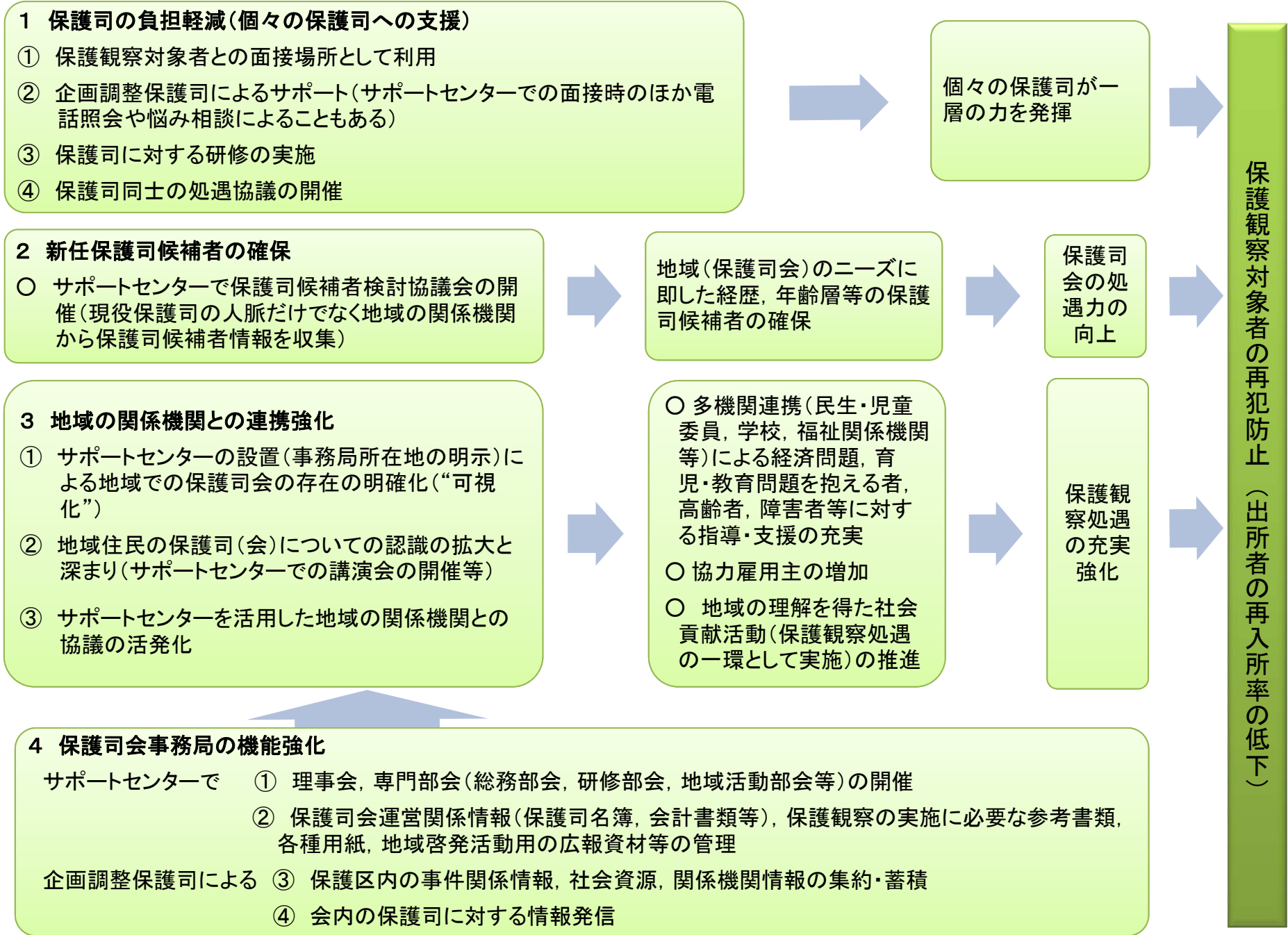
### 保護観察終了時の職業「無職」の割合



更生保護サポートセンター設置により、研修や先輩保護司への処遇相談の実施や、共犯担当保護司間の情報共有などにより保護司の処遇能力の向上につながったこと、関係機関との連携が進んだことにより、従来必ずしも十分な支援が行えていなかった就労・福祉等の分野においても効果的な処遇が行えるようになったことなどから、上記の効果が現れてきているものと考えられる。

なお、これらの効果は必ずしもすぐに現れるものではなく、長期的・継続的に行っていくことで少しずつ根付いていくものであり、継続的に活動内容を充実させていくことで、効果が現れてくるものと考えられる。

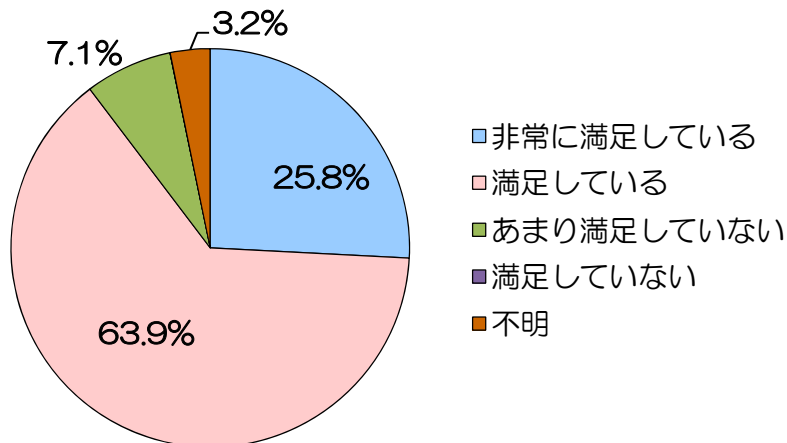
# 更生保護サポートセンター設置の効果(補足)



# 更生保護サポートセンターが設置されている155保護区 に対するアンケート調査結果

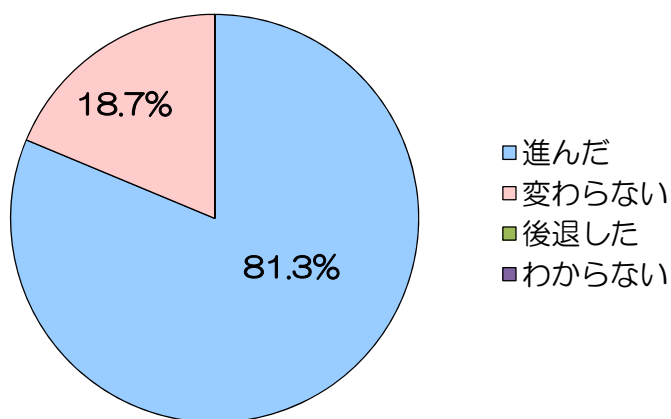
- ※1 平成25年11月に実施
- ※2 調査日現在で1年間開所していた155保護区が対象
- ※3 更生保護サポートセンター開所前と開所後を比べたアンケート

## 1. 更生保護サポートセンターに対する感想



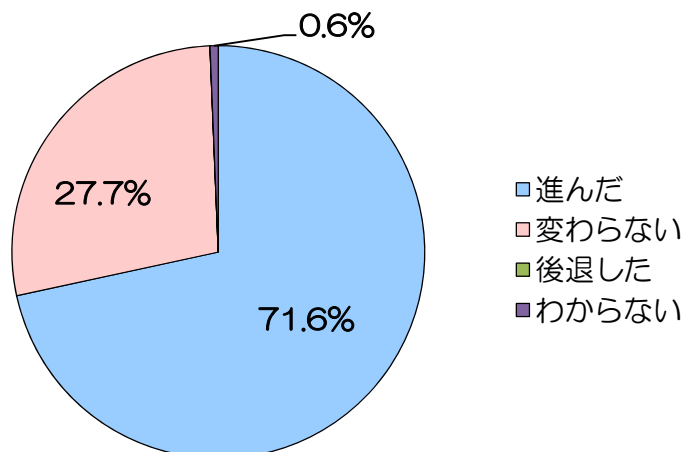
※「満足していない」と回答したのは0であった。

## 2. 保護司会活動の活性化について



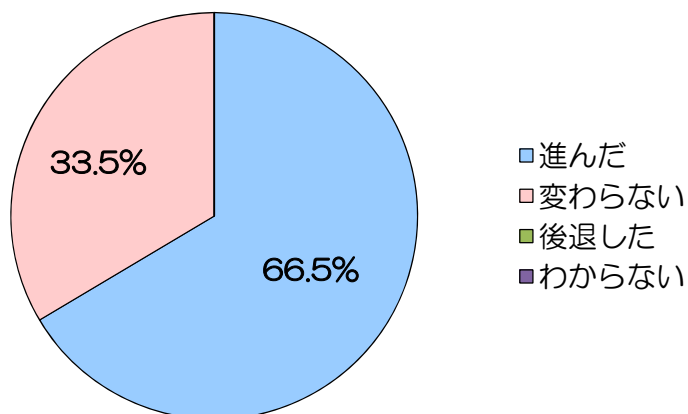
※「後退した」、「わからない」と回答したのは0であった。

## 3. 関係機関・団体との連携の強化について



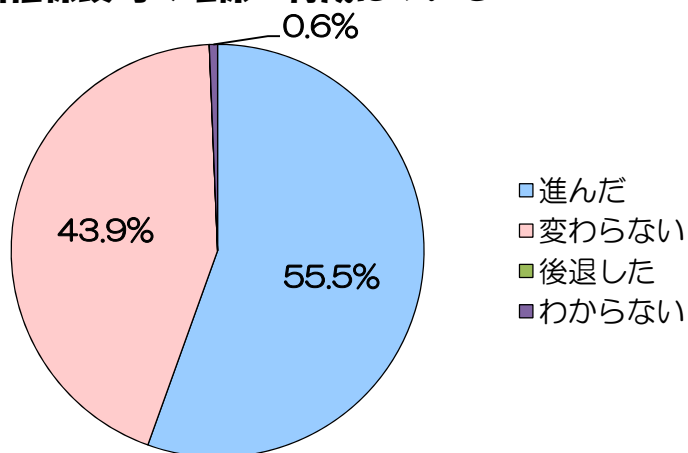
※「後退した」と回答したのは0であった。

#### 4. 犯罪予防活動（社会を明るくする運動）の活性化について



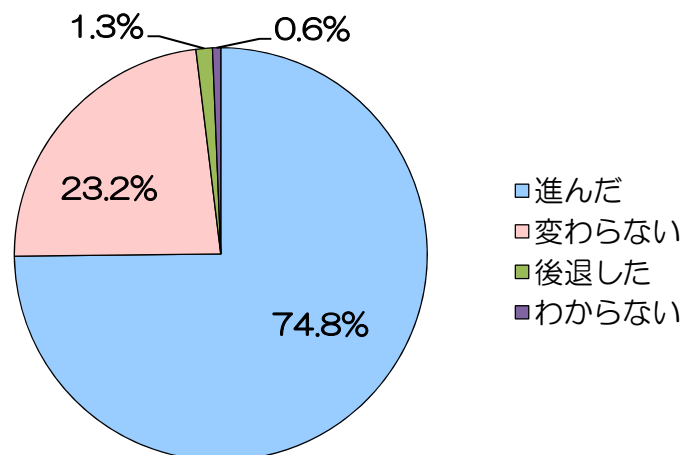
※「後退した」、「わからない」と回答したのは0であった。

#### 5. 新任保護司の確保・育成について



※「後退した」と回答したのは0であった。

#### 6. 保護司会事務の合理化について



#### 7. 更生保護サポートセンター運営に当たっての負担について (複数回答あり)

- |                |          |
|----------------|----------|
| ①「借料など運営経費の負担」 | 39.2%    |
| ②「立地等の不便さ」     | 21.9% など |

## 処遇面での活用

- ★センターを会場に、保護観察官や地域の医療福祉関係者らにより薬物事犯者等へのグループワークを毎月2回、定期的実施している。(旭川)
- ★総合福祉センター内にあるため、社会福祉協議会との連携が進み、生活保護受給の支援や、地域福祉権利擁護制度を活用した効果的な金銭管理を行うことにより、中高年の保護観察対象者の立ち直り支援の充実が図られている。(那覇)
- ★センターに寄せられた情報をもとに企画調整保護司が働きかけを行い、協力雇用主の登録をもらった会社に、60代の保護観察対象者が就職することができた。(徳島・小松島)
- ★矯正施設を出所した男性が所持金がなく当てもなく歩いていたところ、センターの看板が目に入り、援助を求めてきた。企画調整保護司が相談に乗り、保護観察所に同行し、更生緊急保護対象者として保護された。(広島)

## 関係機関との連携

- ★教育センター内にあるため、保護司会と教育委員会、学校関係者との連携が進み、登下校時における立哨活動などを実施している。(金沢・白山野々市、奈良・桜井)
- ★市青少年補導センターと同じ建物にあるため、緊密な連携が可能となり、同センターとともに地域パトロールを行うとともに、非行少年の情報を共有している。(徳島・阿波吉野川)
- ★センターで保護司会、更生保護女性会、BBS会、民生・児童委員協議会、市社会福祉協議会等による協議会を定期的開催し、連携強化を図っている。(さいたま浦和)
- ★保護観察対象者の就労のため、定期的にハローワークの専門職員による巡回相談を実施している。(大阪・豊中)
- ★関係団体から「以前は用事のため保護司会長宅に電話連絡をしても出てもらえず何かと不便を感じていたが、センター開所により、対応も早く連絡調整がスムーズになった」との声が寄せられている。(松山・新居浜)

## 保護司の能力向上

- ★「保護観察について、これまでは、気軽に相談できる機会がなく、不安もあったが、センターができて、個人で抱え込まずに、身近な保護司と相談することができるようになった。」(宇都宮・足利)
- ★退任保護司に講師役を依頼し、センターで新任保護司の処遇面での悩み、日頃困っている点などについて相談に乗ってもらっている。(水戸・龍ヶ崎)
- ★企画調整保護司が女性保護司だけの処遇協議会を企画するなど、保護司の研鑽機会の増加を図っている。(名古屋・豊橋)
- ★「新任保護司」、 「女性保護司」、 「社会貢献活動」 など月ごとにテーマを決め、気軽に語り合える場を作っており、「研修会とは違う雰囲気、保護司会活動のことが理解できる」と好評を得ている。(福井)

## その他

- ★「ひまわり相談室」と称して、センターで一般市民相談室を開設しており、非行相談にとどまらず、精神障害のある人やひきこもりの子どもを抱えた家族、元保護観察対象者やその家族などから年間50件程度の相談を受け付けている。(岐阜・土岐)
- ★子どもの非行に悩む親たち向けの「非行と向き合う親たちの会」を定期的に行っており、参加者からは「もっと早くこういう場があればよかった」などと好評を得ている。また、保護観察所長などが講師を務める「非行防止市民講座」は市報でも紹介してもらい、会場いっぱい参加者を集めて開催している。(水戸・土浦)
- ★市と連携した「こども若者サポート事業」の相談窓口をセンターに開設しており、不登校、非行、薬物等さまざまな相談が寄せられている。(東京・八王子)
- ★会長宅に持ち回りで保管されていた歴代の資料はセンターにおいて整理され、活用しやすくなったほか、保護観察所等からの連絡事項も速やかに周知徹底できるようになった。(秋田)